

ドリフト走行容疑で逮捕

2006年09月28日

埼玉スタジアム周辺で車を高速で横滑りさせながらカーブを曲がる「ドリフト走行」をしたとして、県警が男2人を道交法違反（共同危険行為）の疑いで逮捕していたことが分かった。県警はさらにグループの10代～20代の男数人を一斉に逮捕する方針を固めた。ドリフト走行に同法の共同危険行為を適用したのは県内で初めて。

調べでは、6月中旬の深夜、複数の車でさいたま市緑区の同スタジアムや埼玉高速鉄道「浦和美園駅」周辺の道路でドリフト行為をし、周囲の交通に危険を生じさせた疑いが持たれている。

ドリフト走行に同法の共同危険行為を適用するには、被害者の申告が必要だったが、04年11月に施行された道交法改正により、危険な運転そのものを摘発するのが可能になった。周辺住民から苦情があり、県警が捜査していた。「ギャラリー」と呼ばれる見物人を含め50台が集まることもあったという。近所で働く男性は「曜日を問わず午前1時前後に、駅の付近から路面でタイヤをこする高い音が聞こえた」と話した。